

鳥取県告示第258号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成21年4月10日

鳥取県中部総合事務所長 岡 崎 功

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
社会福祉法人琴浦町社会福祉協議会	東伯郡琴浦町大字浦安123-1	社会福祉法人琴浦町社会福祉協議会 琴浦ふれあい作業所	東伯郡琴浦町大字赤碕1113-1	就労継続支援B型	平成21年4月1日
特定非営利活動法人東伯けんこう	東伯郡琴浦町大字徳万352-4	東伯けんこう	東伯郡琴浦町大字徳万352-4	〃	〃